

フランスにおける障害者所得保障制度

研究分担者 永野 仁美(上智大学法学部教授)

1. はじめに

障害者の中には、労働市場での就労により十分な所得を得ることが困難な者もいることから、障害者に対する所得保障は、フランスにおいても重要な社会政策の1つとなっている。本稿では、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革を確認した上で、主たる所得保障制度として障害年金及び成人障害者手当を、関連する給付としてその他の給付(障害補償給付及び住宅手当)を紹介し、最後に統計について触れる。

2. 所得保障制度の沿革

(1) 貧困者から障害者へ

今日、障害者(*personnes handicapées* 又は *personnes en situation de handicap*)と呼ばれている人々は、古くから公的救済の対象となってきた。フランスにおいて、障害者を対象とする実効性のある公的救済制度が導入されたのは、1905年7月14日の法律によってである。同法は、障害者(*infirmes*)を、知的障害児や不治の病の者、高齢者と同じ制度のもとに置きつつ、公共団体に対し、金銭給付又は施設収容(主として施療院(*hospices*))の形で上記の者らに扶助を提供する厳格な義務を課した。障害者(*infirmes*)は、働くことが困難で、貧困に陥りやすい他の類型の者と特に区別されることなく、救済の対象とされていたと言える。

その一方で、19世紀末から20世紀初頭にかけて、労災や職業病の被害者に対する給付制度も整えられていった。すなわち、1898年4月9日の法律や1919年10月27日の法律により、被災労働者を対象とする治療制度や年金制度が整えられ、彼らに対する救済が開始された(障害に対する給付は、*indemnités pour incapacité permanente de travail* という言葉で表現された)。こうした制度の導入の背景には、産業革命による賃金労働の一般化によって、19世紀末には、障害が「健康な人が一時的又は決定的な労働不能状態に陥る過程」として捉えられるようになっていたことがある。

そして、第一次世界大戦後の1919年には、傷痍軍人や戦争孤児・未亡人に支給される軍人年金の制度も整えられる。1914年から1918年にかけての第一次世界大戦は、多くの戦死者を出すとともに、働くことのできない障害者を数多く生み出した。傷痍軍人や戦争被害者への対応が、政府の重要課題となる中で¹、彼らを対象とする年金制度も整えられていった。

さらに、1928年には、労災や戦争を原因としない、すなわち、私傷病を原因とする障害を対象とする年金制度も登場する。労働者を対象とする社会保険制度の登場である(1928年4月5日の法律、1930年4月30日

¹ 雇用義務制度も、傷痍軍人等を対象として、1924年4月26日の法律により創設されている。雇用政策の対象となった障害者(=傷痍軍人)には、*mutilé* という名称が与えられ、*infirmes* という表現を避けるために、しばしば *invalide* という表現が使われた。

の法律)。フランスでは、19世紀から20世紀にかけて、老齢や疾病のリスクを保障する自主的な保障組織(共済組合(sociétés de secours mutuels)等)が発展してきていた。しかし、第一次世界大戦後には、次第にその限界が露呈するようになる。そうした状況の中で、第一次世界大戦の終結により、ドイツの社会保険立法の適用を受けていたアルザス・ロレーヌ地方がフランスへ返還されたことがきっかけとなり、社会保険制度導入の機運が高まることとなった。こうして、被用者を被保険者として、疾病・障害・老齢・死亡等を保険事故とする社会保険(Sécurité Sociale)の仕組みが導入されることとなり、労働・稼得能力が3分の2以上減退した被保険者(被用者)に対して障害年金(Pension d'invalidité)が支給されることとなった(=私傷病障害を対象とする障害年金制度の開始)。

(2) 障害者を対象とする施策の展開

第二次世界大戦後には、社会保険(Sécurité Sociale)の人的適用範囲を全国民へ拡大すること(社会保障の一般化)が目指されることとなった。しかし、この試みは挫折し、むしろ社会保険の拡大により消えゆくものと考えられた社会扶助の分野において、盲人や重度障害者(grands infirmes)を対象とする手当制度が整えられていく(1945年7月3日のオルドナンス、1949年8月2日の法律、1953年11月29日のデクレ)。

そして、1975年6月30日の法律により、従来の手当や給付を再編し、配偶者以外の扶養義務者の所得を考慮にいれない成人障害者手当(AAH: Allocation aux adultes handicapés)が創設されるに至る。これによって、労災年金や障害年金等の受給資格を持たない障害者を対象として、最低所得保障がなされることとなった²。

(3) 2005年の大改革

その後のフランスの障害者施策は、1975年法をベースとして展開されるが、障害者に関する施策に大きな注目が集まることなく、30年近い時間が流れることとなる。しかし、2000年代に入ると、とりわけペルシュ判決(2000年11月17日破毀院判決³)をきっかけとして、障害者施策に対する政治的・社会的関心が高まることとなり、それが、2005年2月11日の法律(障害者の権利と機会の平等、参加、市民権に関する法律)による障害者施策の大改正へとつながった。ペリュシュ判決は、風疹への罹患の有無についての医師・検査機関の誤診のために先天性障害を持って生まれてきた子の医師・検査機関に対する損害賠償請求を認めたものであるが、これは、いわゆる Wrongful life 訴訟を認めたもので、フランス社会に大きな衝撃を与えた。そして、フランスの障害者施策の不十分性を再確認させることにつながった。

そうした背景のもとで制定された 2005 年法⁴は、特に新たな給付として障害補償給付(PCH: Prestation de

² なお、handicap という表現については、1957年に制定された障害者の雇用義務制度等を定める法律で、障害労働者(travailleurs handicapés)という形で使われていたのだが、1967年の報告書(障害者に対する支援を行うための改革の必要性を説いた報告書)の中や、1975年法でも使用され、フランスで一般に使用されるようになった。現在では、行政文書等では、personnes handicapéesという表現に代えて、personnes en situation de handicapという表現が使われることが多い。

³ Cass. Ass. plén., 17 nov. 2000 : Bulletin 2000 A.P.n°9p.15.

⁴ 2005年法は障害の定義についても定め、障害とは、「1つ又は複数の身体・感覚器官・知能・認識・精神に関する機能の実質的永続的決定的悪化、重複障害(polyhandicap)、又は、健康上のトラブルを理由として、障害者が、その環境において被る活動の制限又は社会生活への参加の制約のすべて」を言うとした(社会福祉・家族法典L.114条)。この定義は、2001年に世界保健機関(WHO)が採択した国際生活機能分類(ICF)に着想を得たもの

compensation du handicap)を創設したことで注目される。PCH は、ペリュシュ判決によって喚起された「障害により生じる特別な費用」については、国民連帯によって賄う必要があり、障害者は障害の結果について補償される権利を有するという考えを具体化するものである。そして、この PCH の創設によって、1975 年法により創設されていた AAH は生活の基本的部分を保障する給付として位置づけられることとなり、PCH が障害の結果生じる特別な費用を保障する役割を担うこととなった。現在もこの役割分担は継続している。

(4)近年の動き

2005 年法は、フランスの障害者施策に大きな変革をもたらしたが、2005 年法以降も、障害者の所得保障に関して、いくつかの重要な見直しが行われている。まず、2000 年代後半以降、AAH の支給額の引上げが数度にわたり試みられた。引上げの背景には、サルコジ元大統領が、その任期中(2007 年 5 月～2012 年 5 月)に AAH を 25%引き上げることを選挙公約として掲げたことが挙げられる。これにより、2008 年 1 月には月額 628.10 ユーロであった AAH の支給額は、2012 年 9 月には月額 776.59 ユーロとなり、150 ユーロ近い引上げが実現された。また、マクロン大統領も、2017 年の大統領選に際し、当時月額約 800 ユーロであった AAH を 100 ユーロ引き上げ、900 ユーロ以上とすることを公約に掲げた⁵。2023 年 4 月現在、AAH は、月額 971.37 ユーロの水準にあり、15 年の間にその支給額は約 1.5 倍となっている⁶。

次に、2022 年 8 月 16 日の法律⁷により、AAH の支給に際し配偶者の収入を考慮しないこととする見直し(“Déconjugalisation”と呼ばれる)が行われた(2023 年 10 月 1 日施行)。Déconjugalisation に向けた議論は、数年前から沸き起こっていたが、特に 2022 年の大統領選で争点の1つになったことで、改正が実現されることとなった。改正が必要とされた背景には、AAH の支給に際し配偶者の所得を考慮することで、障害者が配偶者に経済的に依存するという状況が生じていたことある。障害者の配偶者からの経済的自立の確保のために、同改正は行われたと言える。この見直しにより、12 万人のカップルで生活している障害者が、平均して 350 ユーロの AAH の増額を受けることになることとされている(うち 8 万人は新規に受給資格を獲得する)⁸。なお、この見直しは、誰も不利益を被ることがないように行われる。すなわち、計算方法の変更は、AAH を受給している者の利益になる場合にのみ行われる⁹。

3. 障害年金(Pension d'invalidité)

と言われている。

⁵ <https://storage.googleapis.com/en-marche-fr/COMMUNICATION/Programme-Emmanuel-Macron.pdf>(2023 年 4 月最終閲覧) これを受けて、AAH は 2018 年 11 月 1 日に 41 ユーロ、2019 年 11 月 1 日に 40 ユーロ引き上げられた。

⁶ 日本の障害基礎年金は、2 級で月額 6 万 6250 円、1 級で月額 8 万 1812 円である(2023(令和 5)年度)。

⁷ L'article 10 de la loi n°2022-1158 du 16 août 2022 portant mesures d'urgence pour la protection du pouvoir d'achat.

⁸ <https://handicap.gouv.fr/deconjugalisation-de-laah-les-reponses-aux-questions-que-vous-vous-posez>(2023 年 4 月最終閲覧)

⁹ 2023 年 10 月 1 日に既に AAH を受給している者で、配偶者の収入を考慮して計算した方が有利である者については、現在の計算方法が維持される。ひとたび配偶者の収入を考慮しないで AAH の計算がなされると、配偶者の収入を考慮する計算方法には戻れない。2023 年 10 月 1 日以降の新規受給者については、配偶者の収入を考慮しない計算方法のみが採用される。<https://handicap.gouv.fr/deconjugalisation-de-laah-publication-du-decret-necessaire-la-mise-en-oeuvre-de-la-reforme>(2023 年 4 月最終閲覧)

障害者に対する所得保障の仕組みとしては、まず、社会保険の形をとる「障害年金」の仕組みがある。フランスでは、障害年金は疾病保険(正確には、疾病・障害・出産・死亡保険)から支給されることとなっている。フランスの疾病保険制度は職域ごとに細分化されており、多数の制度が並存する複雑な構造となっているが、以下では、最も多くの人をカバーしている主として商工業被用者(民間セクターの賃金労働者)を対象とする「一般制度(régime général)」¹⁰の障害年金の仕組みについて紹介したい。

(1)位置づけ

障害は疾病の延長と捉えられており、障害年金の仕組みは疾病保険の中に組み込まれている。また、障害年金にいう障害(invalidité)は、労働・稼得能力の減退を指し、障害年金は、労働・稼得能力の減退に対する給付と位置付けられている。障害年金は、労働市場で働いていた中途障害者を念頭においた仕組みであると言える。

(2)支給要件

障害年金は、以下の要件を満たす場合に支給される。すなわち、

- －私傷病の結果¹¹、労働・稼得能力が3分の2以上減退している(すなわち、従前所得の3分の1を超える賃金を得ることができない¹²) (社会保障法典 L.341-1 条、R.341-2 条)、
- －労働の停止又は障害の確認¹³があった月の初日の時点で、12 か月以上の被保険者期間¹⁴がある¹⁵ (L.341-2 条、R.313-5 条)、

¹⁰ より正確には、年齢に関係なく、年金受給者であっても、1人又は複数の使用者のために働く者は、国籍、性別、報酬、契約の形式・性質を問わず、一般制度に強制的に加入するとされている(社会保障法典 L.311-2 条)。また、職域による基準で、被保険者として、あるいは、被扶養者として、いずれの制度にも所属しない場合は、フランス国内に安定的に居住することを条件として、自動的に一般制度の被保険者となる。笠木映里「フランスの民間医療保険」ファイナンシャル・レビュー111号(2012年)113頁。

¹¹ 業務上の傷病については、労災保険の仕組みが適用され、恒久的な障害に対して終身年金(老齢年金と併給可)が支給される。後遺障害率が10%未満の場合には、一時金の支払いとなる。Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.196(<https://drees-site-v2.cegedim.cloud/sites/default/files/2022-07/Retraites2022.pdf>).

¹² 2019年12月24日の法律(Loi n°2009-1446 du décembre 2019)による修正以前は、「従前従事していた職業における同じ地域圏の同種労働者の標準的な賃金の3分の1を超える賃金を獲得できない場合に」とされていたが、本人の従前所得を基準とするよう見直しがなされている。

¹³ フランスでは、傷病手当金からの切り替えで障害年金の支給決定がなされることがほとんどである。それ以外のケースでは、障害年金の申請日と診断書の作成日にずれが生じることがありうる。その場合には、申請日ではなく診断書の作成日に被保険者であることが条件となる。なお、遡っての障害年金の支給は1年までしか認められない(CNAM へのインタビュー)。

¹⁴ ただし、労働契約終了後の「権利の維持」に関する仕組みにより、被保険者資格の喪失後も12か月の間は、一般制度又は他の制度で新たに給付を受ける権利を確立するに至るまで、住所要件を満たす限り、疾病・出産・障害・死亡のリスクに対する金銭給付を受ける権利を維持することができる(L.161-8 条、R.161-3 条)。この12か月の間に障害年金の申請を行う場合は、労働契約の終了日(=被保険者資格の喪失日)が、支給要件に関する基準日となる。社会保険は、「連帯」の理念に支えられるものであり、純粹に保険原理に基づいて実施される私保険とは自ずと異なることが、こうした仕組みが設けられている理由である(CNAM へのインタビュー)。

¹⁵ 障害年金の支給を停止された後に就労を再開した場合には、支給停止に先だつ1年間につき、障害年金の受給に必要な L.341-2 条に定められた条件を満たすとみなされる(R.341-20 条)。

一労働の停止又は障害の確認の前の12か月(又は365日)に少なくとも600時間の労働時間がある、又は、時間当たり最低賃金(SMIC)の2030倍にあたる賃金に課せられる保険料を納付している(L.341-2条、R.313-5条)、
という要件を満たす場合に支給される。

具体例:労働の停止が2020年6月10日である場合、障害年金受給権は、次の2つの条件を満たす場合に認められる。

一2019年6月1日の時点で、社会保険の被保険者である。

一2019年6月1日から2020年6月1日の間に、600時間以上就労しているか、又は、少なくとも2万1457ユーロの報酬に課せられる保険料を支払っている。

(3) 障害要件

以上のうち、私傷病の結果、労働・稼得能力が3分の2以上減退しているか否か、すなわち従前賃金の3分の1以上を得ることができるか否か(障害要件)については、初級疾病保険金庫(CPAM:Caisse primaire d'assurance maladie)の顧問医(médecin-conseil)が、①事故の場合は怪我の症状の固定後、②傷病手当金を受給する場合はその受給期間の満了後、もしくは、受給期間中に症状が固定する場合はその固定後、又は、③身体が早期に衰える場合は障害が医学的に確認された時点において、被保険者の残された労働能力、一般的状況、年齢、身体的精神的能力、適性・職業訓練を考慮して判断する(L.341-3条)。その際、顧問医は、障害年金の支給が検討されている当事者に実際に会い、医学的側面に加え、社会的側面及び職業的側面についても判断をし、報告書を作成する¹⁶。

なお、「労働・稼得能力の3分の2以上の減退」という基準は、制度発足以降、見直されていないが、それをどう判断するかに関しては、時代の変化に合わせた修正がみられる(全国疾病保険金庫(CNAM:Caisse nationale d'assurance maladie)へのインタビューより)。

参考:傷病手当金(indemnités journalières)

被保険者が私傷病を理由として休業する場合には、原則として3日間の待機期間の後(すなわち、休業の4日目から)、疾病保険から傷病手当金を受け取ることができる(L.321-1条、L.323-1条、R.323-1条1項)。支給期間は、長期疾患(affection de longue durée)の場合で、最大3年間である(R.323-1条2項)。傷病手当金の額は、基準賃金日額(休業日前3か月の平均日額賃金)の2分の1であるが(L.323-4条、R.323-5条)、50.58ユーロ(2023年4月現在)の上限がある。これを6か月間受給するためには、労働の中断の日に先立つ3か月ないし90日の間に150時間以上働いているか、又は、労働

¹⁶ 労働・稼得能力の喪失・減退が明らかな場合には、報告書は簡潔なものとなるが、複雑な悩ましい判断が必要となる場合には、より詳細なものとなる。報告書は、既往歴などについて触れる部分と、現在の医学的・社会的・職業的所見を述べる部分とから構成されるのが一般的である。また、当該報告書については、内部統制の仕組み(内規で定める主任医等によるセカンド・オピニオンやスーパーヴィジョンの仕組み)によりチェックがなされることとなっている。この仕組みについては、2023年より見直しに向けて実験的な取組み(特別なケースの特定や、産業医によるセカンド・オピニオンの実施等)を行うことを予定している(CNAMへのインタビューより)。

の中断に先立つ6か月の間に、時間当たり最低賃金(SMIC)の1015倍以上の賃金にかかる保険料を支払っていることが求められる(例えば、2022年7月1日から労働を中断している場合、2022年4月1日から2022年6月30日の間に150時間以上働いているか、2022年1月1日から2022年6月30日の間に、11439.05ユーロの報酬にかかる保険料を支払っていることが求められる)。また、6か月を超えて受給するには、労働の中断日において、社会保険に12か月以上加入しており、中断に先立つ12か月の間に600時間以上就労しているか、または、時間当たり最低賃金(SMIC)の2030倍以上に相当する賃金にかかる保険料を支払っていることが求められる。その他、全国レベルの全産業を対象とする労使協定の適用により、使用者から上乘せの賃金保障もなされる¹⁷。

(4) 手続き

障害年金の支給手続きは、CPAMが行う(L.341-7条)。CPAMが上記の障害年金の支給要件を満たすと判断した場合には¹⁸、CPAMがイニシアティブをとり、障害年金の支払決定を対象者に書留で通知する(R.341-9条)。このイニシアティブをCPAMがとらない場合は、本人が、症状の固定日、障害が医学的に確認された日、CPAMによる症状安定日、傷病手当金の満了日、又は、傷病手当金の支給廃止日から12か月内にCPAMに対して申請を行うこととなる。CPAMは、自身で申請できる期間について、被保険者に通知する義務を負っている。

本人が申請を行う場合には、申請から2か月以内に通知がなされる。通知がなければ、申請は拒否されたものとみなされる。拒否決定に不服がある場合には、上記の12か月以内に新規の申請を行うか、CPAMに対し不服申立をすることになる(L.341-8条、R.341-8条)。

申請が認められると、障害年金の受給権が、①事故の場合は怪我の症状が固定した日、②傷病手当金を受給する場合はその受給期間が満了した日、もしくは、受給期間中に症状が固定する場合はその固定日、③身体が早期に衰える場合は障害が医学的に確認された日、④障害・症状が固定ないし安定した日から発生することになる(L.341-9条)。すなわち、障害年金は、申請日ではなく、障害の状態が確認された日から支給される(R.341-12条)。

(5) 支給額

障害年金の支給額は、就労が可能か否か、第三者による介護が必要か否かにより異なる(L.341-4条)。

就労¹⁹が可能なのは、カテゴリー1に分類され、被保険者期間のうちの賃金(保険料賦課の対象となる賃金²⁰)の高かった10年²¹の平均年収の30%が支給される(R.341-4条)。就労は不可能だが、第三者の介護を必

¹⁷ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3053> (2023年4月最終閲覧)

¹⁸ 上述のように、障害年金の支給開始は、病気休業中の傷病手当金からの移行による場合がほとんどである。病気休業の認定はかかりつけ医が行うが、傷病手当金の支払いを管理する過程で、CPAMが当該被用者については復職は困難であろうと判断した場合に、CPAMのイニシアティブにより障害年金の支払決定が行われることとなる(CNAMへのインタビューより)。

¹⁹ 報酬を伴うあらゆる労働が想定されており、労働支援機関・サービス(ESAT: Etablissement ou service d'aide par travail)、すなわち、福祉的就労の場での就労も含まれる(CNAMへのインタビューより)。

²⁰ 上限月額3666ユーロ(2023年)。

²¹ 被保険者期間が10年に満たない場合は、被保険者期間中の平均年収を算出する。

要としない者は、カテゴリ2に分類され、同平均年収の50%が支給される(R.341-5条)。最後に、就労が不可能で、かつ、第三者の介護を必要とする者²²は、カテゴリ3に分類され、同平均年収の50%に加えて、第三者介護加算として同平均年収の40%も支給される(R.341-6条)。支給額には、最低保障額も設定されている(L.341-5条)²³。

対象者がどのカテゴリに属するかを決めるのは、CPAMの顧問医である。支給決定がなされると、毎月、支給がなされ、例えば、10月の障害年金が11月の初めに支給される。なお、カテゴリ2ないし3に位置づけられることは、自動的に労働不適性(inaptitude)を意味するわけではない。労働不適性は、労働医が確認するものであり、労働医は、カテゴリ2ないし3の者に対して、一定の条件のもと働くことができると宣言し得る。

表 1: 障害年金の支給額(2023年4月)

カテゴリ	年平均賃金に対する%	最低保障額(月額)	最高額(月額)	平均(月額)
カテゴリ1	30%	311.56 ユーロ	1099.80 ユーロ	550 ユーロ
カテゴリ2	50%	311.56 ユーロ	1833.00 ユーロ	840 ユーロ
カテゴリ3	50%+40% (第三者介護加算)	311.56 ユーロ +1192.55 ユーロ	1833.00 ユーロ +1192.55 ユーロ	1860 ユーロ

(注)平均(月額)は、2020年末の数字

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.203

(6) 変更・支給停止・消滅

障害年金の受給権は、終身のものではないことから、毎年、支払機関であるCPAMにより確認される(初回の確認は6か月後)²⁴。ただし、就労している場合には、3か月ごとに確認がなされる(R.341-14条)。

障害の状態に変化がある場合には、CPAM又は受給者のイニシアティブにより見直しがなされる(L.341-11条)。例えば、障害の状態が悪化している場合には、悪化がみられた月からCPAMによりカテゴリの見直しが行われる。CPAMが要請した診察を受けなかった場合には、支給は停止又は廃止となりうる。他方、障害の状

²² 第三者の介護を必要とするか否かは、①一人で起きる・寝ることができるか、②一人で座れるか・椅子から立ち上がれるか、③住居内を一人で動き回ることができるか(車いすを利用する場合を含む)、④車いすに一人で乗り降りできるか、⑤転倒した際に一人で起き上がれるか、⑥緊急時に一人で家を出ることができるか、⑦一人で衣類の着脱ができるか、⑧一人で飲食できるか、⑨トイレ介助が必要か、⑩一人で装具をつけることができるか、⑪精神障害の場合、自身又は他者に重大な危険があるかを見て判断される。Appréciation des Conditions d'octroi de la majoration pour tierce personne, l'annexe 1 de la circulaire DGR 2707/92 du 19/02/1992. なお、被保険者が入院し、外部の支援を必要としない場合は、入院した日の翌月から加算分は支給停止となる(R.341-6条)。

²³ 年金の計算の基礎となった賃金及び支払われている年金については、毎年4月1日に次の係数で再評価される(L.341-6条)。すなわち、同日の前々月に国立統計経済研究所(INSEE)が公表した直近12か月の消費者物価指数(タバコを除く)に基づき計算された年平均物価の変動率で再評価される。なお、変動率が1未満である場合は、再評価係数は1とされる(L.161-25条)。

²⁴ なお、障害年金の支給は、障害の状態が固定化した後に行うことがほとんどであり、その支給に有効期間が付くことはほとんどないが(ただし、終身年金というわけではない)、ごく稀に、しばらく様子を見るために有効期間が付されることがある。なお、障害認定の見直しにより、障害年金の支給廃止に至るケースは、わずかである。復職により、カテゴリ2からカテゴリ1に移行することはある(CNAMへのインタビューより)。

態が改善し、就労を再開した場合には、年金の全部又は一部が支給停止とされる(L.341-12 条)。また、稼得能力が 50%を超えるようになった場合には、停止又は廃止がなされることとなる(L.341-13 条、R.341-3 条、R.341-16 条)²⁵。

(7) 老齢年金との関係(L.341-15 条～L.341-17 条)

原則として、老齢年金の受給可能年齢(62 歳)になると、老齢年金受給可能年齢に達した日の翌月の 1 日以降、老齢年金を受給することになる。老齢年金の受給開始年齢になっても就労している場合には、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給できる²⁶。満額年金を受給できる年齢に達すると、障害年金は自動的に老齢年金に切り替わる。

表 2: 満額年金を受給できる年齢

生年	自動的に満額年金を受給できる年齢	満額年金の受給に必要な被保険者期間
1954 年	66 歳 7 か月	165 四半期(41 年 3 か月)
1955 年～1957 年	67 歳	166 四半期(41 年 6 か月)
1958 年～1960 年	67 歳	167 四半期(41 年 9 か月)
1961 年～1963 年	67 歳	168 四半期(42 年)
1964 年～1966 年	67 歳	169 四半期(42 年 3 か月)
1967 年～1969 年	67 歳	170 四半期(42 年 6 か月)
1970 年～1972 年	67 歳	171 四半期(42 年 9 か月)
1973 年以降	67 歳	172 四半期(43 年)

また、次の条件を満たす場合は、老齢年金の受給可能年齢に達した後も 6 か月間は障害年金を受給することができる。すなわち、

- －年金受給可能年齢に達したときに、失業中であった
- －その年齢に達する前の 6 か月の間に、就労していた

場合である。この 6 か月の間に雇用を見つけれられた場合は、老齢年金の請求をするまで障害年金を受給することができるが、見つけれなかった場合は、老齢年金に切り替わる²⁷。

(8) 障害補足手当(ASI: Allocation supplémentaire d'invalidité) (L.815-24 条～L.815-29 条)

²⁵ CPAM が状態の改善は恒久的であると判断する場合は廃止され、状態の改善は恒久的ではないと判断する場合は、支給停止となる。ただし、治療を受けている、研修・職業訓練等を受けている場合は、障害年金の 50% までの範囲で一部受給することができる。https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14946(2023 年 4 月最終閲覧)

²⁶ 障害年金の額よりも老齢年金の額の方が低いことを理由に、67 歳まで就労を続けることを希望する人もいる(CNAM へのインタビューより)。

²⁷ https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F672(2023 年 4 月最終閲覧)

障害年金には、これを補足する手当が存在している。すなわち、障害年金を受給している障害者で、年齢要件のために高齢者連帯手当 (ASPA: Allocation de solidarité aux personnes âgées)²⁸を受給できない者には、障害補足手当 (ASI) が支給される。1957 年に創設された給付で、フランスに居住する、労働・稼得能力を 3 分の 2 以上喪失した障害者に対し、一定の所得制限のもと支給される。ASI も疾病保険から支給される。

ASI を受給するための所得制限²⁹は、単身者の場合は月額 860.00 ユーロであり、カップルの場合は月額 1505.01 ユーロである (2023 年 4 月 1 日現在)。例えば、単身者で、障害年金を最低保障額で受給している場合は、860.00 ユーロと最低保障額の差額を ASI として受給することとなる³⁰。なお、2019 年末までは、受給者が死亡した際に、その遺産 (3 万 9000 ユーロを超える場合) から支給分を回収することとされていたが、2020 年以降、廃止されている³¹。

(9) 財源

障害年金は、保険料の拠出を前提とする社会保険給付である。疾病保険 (正確には、疾病・障害・出産・死亡保険) の保険料は、使用者のみが負担することになっており、その保険料率は、賃金が 1 年の最低賃金 (SMIC) の 2.5 倍を超えない被用者について 7%、それ以外の被用者について 13% とされている (2023 年 1 月 1 日)³²。1997 年以降、一般社会拠出金 (CSG: Contribution sociale généralisée) が疾病保険財源として投入されており、CGS が疾病保険の財源に占める割合は次第に増大している (租税代替化)。この租税代替化の過程の中で、被用者負担分は、2018 年以降、なくなっている³³。2022 年社会保障財政法³⁴ ANNEXE C によると、約 2100 億ユーロの歳入に占める保険料収入は約 780 億ユーロと、37% を占めるに過ぎない。

(10) 今後の展望

現在、障害年金に関して複数の見直しが検討されている。まず、カテゴリー 1 及び 2 の区分をやめ、障害年金と就労所得の調整のルールについて見直すことが検討されている。また、現在は顧問医が 1 人で行っている障害認定について、特に複雑なケースの場合に合議制を導入することも検討されている。すなわち、産業医や福祉サービスの関係者、雇用サービスの関係者の参加が検討されている。2023 年より実験的に実施し、その実現可能性や財政への影響等について検証を行うこととなっている (CNAM へのインタビューより)。

4. 成人障害者手当 (AAH: Allocation aux adultes handicapés)

生まれながらにして障害があるなど、社会保険の仕組みから障害年金を受け取ることができない者を念頭に

²⁸ 2007 年に導入された 65 歳以上の高齢者向けの最低所得保障給付。

²⁹ 就労所得については一部控除される。また、社会住宅手当 (ALS) や家族手当等の一部の手当は収入から排除される。

³⁰ カップルで、うち一人のみが ASI を受給する場合は、カップルの収入が月額 956.56 ユーロまでは月額 548.44 ユーロが支払われ、月額 956.56 ユーロを超える場合は、月額 1505.01 ユーロとの差額が支給される。

³¹ <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16940>

³² <https://www.urssaf.fr/portail/home/taux-et-baremes/taux-de-cotisations/les-employeurs/les-taux-de-cotisations-de-droit.html> (2023 年 4 月最終閲覧)。

³³ 稲森公嘉「フランスの医療制度」岩村正彦・嵩さやか・中野妙子 (編)『社会保障制度－国際比較でみる年金・医療・介護』東京大学出版会 (2022 年) 98 頁。

³⁴ Loi n°2021-1754 du décembre 2021 de financement de la sécurité sociale pour 2022

おき、フランスでは、税財源の成人障害者手当(AAH)も用意されている。

(1)位置づけ

AAH は、非拋出制の給付であり、障害者を対象とする最低所得保障給付として位置づけられている。他の給付が支給されない場合、あるいは、他の給付が AAH 満額よりも少ない場合に補足的に支給される点に特徴がある。AAH の存在によって、所得保障を必要とする障害要件を満たす者が、所得の面で無保障の状態に置かれることはない。

(2)支給要件

AAH は、以下の要件を満たす者に対して支給される(社会保障法典 L.821-1 条)。

－20 歳以上の成人である。

ただし、家族手当の受給要件を満たさなくなった場合には、16 歳以上 20 歳未満の者にも支給される(R.821-1 条 1 項)。

－障害率が 80%以上である(障害要件)(D.821-1 条 1 項)。

ただし、障害率が 50%～79%の者であっても、1 年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に制限されていると障害者権利自立委員会(CDAPH: Commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)³⁵により認定された場合には、支給される(L.821-2 条、D.821-1 条 2 項)。

－以下の居住要件を満たしている。すなわち、

－フランス国籍保有者については、フランス本国、海外県(Guadeloupe、Guyane、Martinique、La Réunion、Saint-Barthélemy、Saint-Martin、Saint-Pierre-et-Miquelon)に居住している。

－EU 加盟国又は欧州経済領域協定の締約国の国籍保有者については、フランスに 3 か月以上居住している(職業活動等をしている場合や、その配偶者・子等については、3 か月要件は不要)。

－その他の外国人については、フランスに 3 か月以上居住しており(職業活動等をしている場合や、その配偶者・子等については、3 か月要件は不要)、在留資格(更新手続き中も可)も有している。

－以下の所得要件を満たしている(L.821-3 条、D.821-2 条、D.821-8-1 条)。すなわち、

－単身者の場合は、収入が月額 971.37 ユーロ(AAH 満額(2023 年 4 月))を超えない。

－カップルの場合は、収入が月額 1758.17 ユーロ(AAH 満額の 1.81 倍)を超えない。

なお、扶養する子がいる場合には、子一人につき月額 485.67 ユーロ(AAH 満額の 0.5 倍)が加算される。また、AAH 受給者でない配偶者の収入については、5000 ユーロ(扶養する子一人につき 1400 ユーロがプラス)の定額控除が認められる。所得として考慮される収入には、障害年金や老齢年金、労災補償給付等が含まれる。また、給与所得や ESAT で得る保障報酬(⇒(5)を参照)、自営業収入、農業収益等については、その一部が収入として算入される(不動産収入は全額算入)。パラリンピックのメダリストに支給される報奨金等は、収入として算入されない。

³⁵ CDAPH は、社会福祉・家族法典に根拠を置く委員会であり、AAH の支給決定のほか、障害補償給付(PCH)の支給決定や障害労働者認定等を行う。23 名の委員で構成され、その 3 分の1は障害者団体の代表でなければならないとされている(社会福祉・家族法典 L.241-5 条、L.241-6 条)。

表 3: AAH の支給に際する所得制限(年額)

扶養する子の数	シングル	カップル
0 人	1 万 1656 ユーロ	2 万 1098 ユーロ
1 人	1 万 7485 ユーロ	2 万 6926 ユーロ
2 人	2 万 3313 ユーロ	3 万 2755 ユーロ
3 人	2 万 9141 ユーロ	3 万 8583 ユーロ
4 人	3 万 4969 ユーロ	4 万 4411 ユーロ

(注) ただし、2023 年 10 月 1 日以降は、配偶者の収入は考慮されない。

(3) 障害要件

障害要件(障害率)については、社会福祉・家族法典 Annexe 2-4 が定める認定基準(Guide-barème pour l'évaluation des déficiences et incapacités des personnes handicapées)を参照して認定が行われる(D.821-1 条)。認定基準の目的は、年齢に関わりなく、障害の原因となっている疾患(affection)の医学的な性質だけでなく、機能障害とその日常生活における影響の分析に基づいて、その人の障害の程度を判断できるようにすることにある。また、障害率の決定は、次の 3 つの次元の相互作用の分析に基づくとされている。すなわち、機能障害(déficience)、能力障害(incapacité)、(社会的)不利(désavantage)の 3 つである。

まず、機能障害は、心理的、生理的、解剖学的な構造または機能の実質的な損失または悪化を意味する。これは、病変の側面に相当し、障害の定義では、機能障害という概念に相当する。次に、能力障害は、機能障害の結果生じる、ある活動を行う能力の一部又は全部の減退を言う。能力障害は、身体的又は精神的なあらゆる機能的側面に対応し、障害の定義においては、活動制限という概念と同等である。最後に、(社会的)不利は、年齢、性別、社会的・文化的要因に関連して、通常の社会的役割を果たすことが制限される(あるいは不可能になる)ことを言う。(社会的)不利(つまり、障害という具体的な状況)は、機能障害、能力障害、そして環境との間の相互作用から生じるものである。これら 3 つの次元は密接に関連するが、それぞれの関連の仕方は人によりかなり異なっており、また、時間の経過により変わり得る。

なお、障害率 80%以上は、日常生活に大きな支障をきたし、個人の自律性が損なわれる重篤な障害に相当する。この個人の自律性とは、日常生活において、人が自分自身に関して行わなければならないすべての行為として定義される。これらの行為を行うのに、全部又は部分的に支援や見守りが必要な場合、あるいは最大限の困難がある場合は、障害率が 80%のレベルに達していることになる。また、障害率 50%~79%は、社会生活に顕著な支障をきたす著しい障害を意味する。その障害は、生活の中で具体的に特定され、社会生活が維持されるように補償されうるが、そのためには多大な努力や特定の補償を必要とする。ただし、日常生活の基本的な行為については、自律性が保たれている状態である。

また、障害率 50%から 79%の者が AAH を受給する場合の要件である「雇用へのアクセスの実質的永続的な制限」については、次の事項を考慮して評価がなされる。まず、「実質的な制限」については、①障害の原因となっている機能障害、②機能障害に直接的に起因する活動の制限、③障害により生じる治療やケアに関連する制約、④機能障害や活動制限を悪化させ得る障害(trouble)が考慮される。雇用へのアクセスに関する困難が障害と関連しているかどうかを評価する際には、障害のない者との比較も行われるが、以下により克服可能な場合には、実質的な制約があるとはみなされない。すなわち、①不均衡な負担を生じさせることなく行われ

る、雇用へのアクセスを容易にするための障害を補う措置、②不均衡な負担を生じさせることなく使用者により行われる労働ポストの調整、③労働の場の障害への適応可能性が考慮される。次に、「永続的な制限」については、それが申請書の提出した日から少なくとも1年間予見可能であれば、医学的な状況が安定していなくても「永続的」とされる。そして、「雇用へのアクセスの実質的永続的な制限」は、1年から5年の期間で認定される(社会保障法典 D.821-1-2 条)。

なお、保護された環境下での就労(すなわち、ESAT での就労)は、雇用とはみなされないことから(全国自立連帯金庫(CNSA:Caisse nationale de solidarité pour l'autonomie)提供資料)、ESAT で働く者は、L.821-2 条に規定された AAH(すなわち、障害率 50%~79%の者を対象とする AAH)を受給できる。ESAT での就労の他に、労働市場での半日未満の労働や職業訓練への従事も、「実質的永続的な制限」の認定に適合するとされる(D.821-1-2 条)

参考:1年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であると言えるか否かに関して、具体的な例として次の2つが示されている(CNSA 提供資料)。

具体例①:移動が制限される障害を持ち、その移動の問題を補償する手段が見つからない者は、1年以上にわたり雇用へのアクセスが実質的永続的に困難であるという要件を満たしているとみなされる。すなわち、適切な補償手段がない場合、その障害によって労働能力が制限されていなくても、地理的な移動が大幅に制限されることにより、仕事にアクセスすることができないと考える。

具体例②:障害者が、労働市場の状況により、障害の有無とは関係なく仕事を見つけることができない場合、雇用にアクセスできないのは、障害が原因ではなく、経済状況の悪化のためであるため、この条件を満たさない。ただし、障害ゆえに、仕事のあるセクターで雇用可能となるための職業訓練を受けられない場合、又は、障害が活動範囲を制限するために職業訓練がうまくいかない場合には、この条件を満たすと考える。

(4) 手続き

AAH を受給したい者は、住所地の県障害者センター(MDPH:Maison départementale des personnes handicapées)に申請書を提出しなければならない(社会福祉・家族法典 R.146-25 条)³⁶。申請書には6か月以内に作成された医師の診断書や生活計画、その他の添付書類を添える必要がある(R.146-26 条)。申請書等が提出されると、MDPH内の学際チーム(équipe pluridisciplinaire)³⁷による調査・評価を経て、最終的にMDPH内に設置されたCDAPHが、通常4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は拒否されたものとみなされる(R.241-33 条)³⁸。なお、AAHは、申請して初めて支給されるものであることから、申請日より前に遡って支給がなされることはない(CNSA へのインタビュー、R.821-7 条)。また、AAHの支払いを求める権利は2年で時効にかかる(社会保障法典 L.821-5 条)。

³⁶ 各県におかれる MDPH は、2005 年法により創設された機関で、障害者にとってのワン・ストップ・サービス窓口(guichet-unique)としての機能を有している。

³⁷ 医師、作業療法士、看護師、心理士、ソーシャルワーカーなどで構成される。学際チームの介入により、障害率の決定に際して、障害の医学的側面にとどまらない、多面的な判断が可能となっている。

³⁸ CDAPH の決定から1か月を経ても MDPH から連絡がない場合も、請求は拒否されたものとみなされる(R.821-2 条)。

なお、障害要件については CDAPH で判断がなされるが、その他の要件については家族手当金庫(CAF: Caisse d'allocation familiale)³⁹で審査がなされる。そのため、申請が拒否された場合、障害要件については、MDPH において不服申立て(決定権者への決定事項の変更要求)を、その他の要件については、CAF の審査委員会に不服申立てをすることになる。また、障害要件に関して、申請者は、MDPH 所長に対して、調停任務を遂行する有資格者の指名を求めることもできる(CNSA 提供資料)。

(5) 支給額

AAH の支給額は、満額で月額 971.37 ユーロである(2023 年 4 月)⁴⁰。障害年金や老齢年金、労災年金等を受給する場合は 971.37 ユーロとの差額が支給され、就労所得がある場合は、所得に応じて支給額の調整がなされる(下記参照)。AAH は、申請書が提出された翌月の 1 日から、毎月後払いで支給される(R.821-7 条)。

なお、施設入所等をして 60 日が経過すると、原則として、その月の初日から支給額は満額の 30%となる(L.821-6 条、R.821-8 条)⁴¹。

³⁹ 農業従事者を対象とする制度の対象となっている場合は、農業社会共済(MSA: Mutualité sociale agricole)で手続きを行う(L.821-7 条、R.821-6 条)。

⁴⁰ AAH は、毎年 4 月 1 日に、L.161-25 条が定める方法(すなわち、障害年金の改定と同じ方法)で改定される(L.821-3-1 条)。

⁴¹ ただし、次の 3 つの場合には減額されない(L.821-6 条、R.821-8 条)。

- 入院時定額負担(forfait journalier)を支払う義務がある場合、又はこの日額が共済(CMU-C を除く)でカバーされる場合。
- 受給者に扶養すべき子又は尊属が少なくとも一人いる場合。
- 受給者の配偶者(事実婚等を含む)が、CDAPH が有効と認めた理由で働かない場合。

参考⁴²: 就労所得がある場合の AAH の計算

1. 労働市場で働いている場合 (R.821-4-1 条、D821-9 条等)

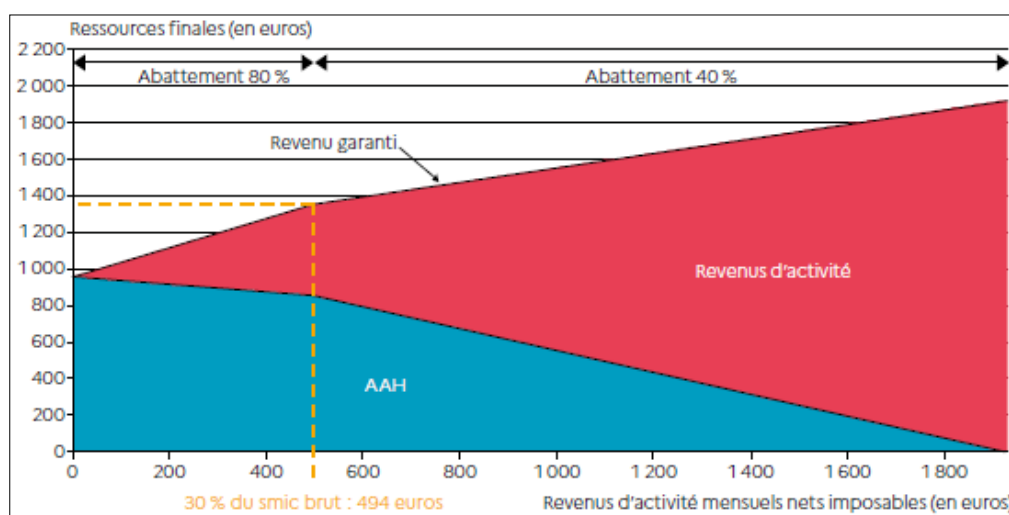
- 就労を開始した場合、6 か月間の収入は、収入認定されない。
- 6 か月を過ぎると、控除後の収入と AAH 満額との差額が支給される。
- 収入の状況は、3 か月分の収入を対象として、四半期ごとに確認がなされる。

表 4: AAH の支給に際して考慮される就労所得

月の総賃金	控除率	AAH の計算に際し考慮される所得
512.79 ユーロ*まで	80%	月額総賃金の 20%
512.79 ユーロを超える場合	40%	月額総賃金の 60%

* 151.67 時間分の最低賃金 (SMIC) の 30%

図 1: AAH と就労所得の関係 (単身者で子どもがいない場合、2022 年 7 月)



出典: Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES, p.212

2. ESAT で働いている場合 (R.821-4 条、D.821-5 条、D.821-10 条等)

- 保障報酬 (最低賃金 (SMIC) の 55.7%~110.7%) の支払い。
ESAT で就労する場合、保障報酬が支払われる。ESAT の最低負担分は SMIC の 5% で、ESAT が 5% から 20% の負担を行うとき、国は SMIC の 50.7% を負担する。その後は、ESAT の負担分が 1% 増えるごとに、国が負担する部分は 0.5% ずつ差し引かれることになる。
- AAH と保障報酬の合計額は、以下の額 (151.67 時間分の最低賃金 (SMIC)) を超えてはならない。
 - シングルの場合: 1709.28 ユーロ
 - カップルの場合: 2222.07 ユーロ (シングルの場合の 30% 増)

⁴² 社会保障法典の規定のほか、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21615> (2023 年 4 月最終閲覧) を参照。

一扶養する子ども又は尊属が一人いる場合:256.39 ユーロ(シングルの場合の 15%)の加算
合計額が上記の額を超える場合には、AAH は減額されるが、このような上限は、ESAT で働く障害者が最低賃金(SMIC)に近い水準の収入を受け取れるようにすることを念頭においている。

表 5:AAH の支給に際して考慮される保障報酬

保障報酬(ESAT 負担分)	控除率	考慮される保障報酬
0.56~1.13 未満ユーロ	3.5%	96.5%
1.13~1.69 未満ユーロ	4%	96%
1.69~2.25 未満ユーロ	4.5%	95.5%
2.25~5.64 未満ユーロ	5%	95%

(6) 支給期間

AAH の支給には、障害の状態に応じた支給期間がある。障害率が 80%以上で、恒久的障害を有する場合は、無期限で支給されるが⁴³、障害が非恒久的な場合は、1年から10年⁴⁴の支給期間が設定される。障害率が50~79%の場合の支給期限は、1年から2年であるが、期間中に障害及び雇用へのアクセスに対する実質的永続的制限が改善しえない場合は、5年まで延長可能である。また、障害の状態に変化があった場合、支給期間内であっても、見直し申請ができる(L.821-4条、R.821-5条)。

(7) 退職年齢に達した場合の AAH への権利(L.821-1条)

退職年齢に達した場合は、高齢者を対象とする最低所得給付との支給調整が行われる。障害率が 80%以上の場合は、AAH を満額で受給するか⁴⁵、又は、高齢者連帯手当(ASPA)(2022年7月1日以降、月額961.08ユーロ)との差額分を受給できる。障害率が79%までの場合は、AAH に代わり ASPA が支給される。

(8) 自立生活加算(MVA:Majoration pour la vie autonome)(L.821-1-2条)

AAH の受給者に関しては、一定の条件を満たす場合に AAH を補足する目的で支給される税財源の給付(自立生活加算(MVA))も存在している⁴⁶。MVA は、障害に関連する費用(例えば、住宅の改修など)の一部にあてるための給付として位置づけられており、支給額は月額 104.77 ユーロ(2023年)である。ただし、施設入所等して 60 日以上経つと、支給は停止となる。

⁴³ 期限を設けない形での支給は、2019年1月に導入された(Décret n°2018-1222 du 24 décembre 2018 portant diverses mesures de simplification dans le champ du handicap)。障害者施策全般において、行政手続きを簡素化し、障害者の手続き負担を軽減する観点から、障害の状態に変化が見られないと見込まれる者につき、期限を設けない措置が導入された(CNSA へのインタビュー)。

⁴⁴ 2020年1月より、従来の5年に変えて10年とされた。

⁴⁵ 2017年1月以降、障害率80%以上のAAH受給者は、優先的に高齢者連帯手当(ASPA)に申請する義務を負わなくなった。

⁴⁶ 2019年11月までは、所得補足手当(Complément de ressources)も存在していたが、現在では廃止されている。ただし、最大10年の経過措置が残っており、対象者には月額179.31ユーロ(2023年)が支給されている。

支給要件は、次のとおりである。

- －AAH(満額又は補足)を受給している(又は、障害補足手当(ASI)⁴⁷を受給している)。
- －恒久的に障害率が80%以上である。
- －独立して住宅に住んでいる(個人宅に住んでいる場合は、それがカップル(法律婚、事実婚、PACS)として住んでいる者の住宅である場合にのみ、独立しているとみなされる(R.821-5-2条))。
- －住宅手当を受給している。
- －職業活動による賃金を得ていない。

(9)財源

AAH及びMVAは、CAFにより家族給付として支給される(L.821-5条、L.821-7条、R.821-6条)。税財源の給付であり、国がその予算を負担する⁴⁸。CAFからは、家族政策に関連する給付と貧困対策に関連する給付とが支給されるが、前者が、社会保険料や一般社会拠出金(CSG)を主たる財源とするのに対し、後者は、国や自治体からの分担金を財源としている。

5. 障害補償給付(PCH: Prestation de compensation du handicap)

障害のある者の中には、障害福祉サービスの利用を含め、障害ゆえに特別の追加費用を要する者もいる。その費用をカバーする給付として、障害補償給付(PCH)が用意されている。上述のとおり、2005年の法改正に際し、従来の第三者補償手当(ACPT: Allocation compensatrice pour tierce personne)に代えて導入されたものである。2006年の段階で60歳未満でACPTを受給していた者は、ACPTを受給し続けることも、PCHを選択することもできるとされたことから、経過措置としてACPTが残っている。以下ではPCHについて、その支給要件等を確認する⁴⁹。

(1)位置づけ

PCHは、障害の種類や原因を問わず、障害の結果生じる特別な費用(例えば、福祉サービスの利用費や装具の購入費等)を保障するための給付で、個人のニーズに合わせて支給される個別化された給付である。県が財政負担を行う給付で、全国自立連帯金庫(CNSA: Caisse nationale de solidarité pour l'autonomie)が、その予算の一部を負担している。PCHの存在によって、前述の成人障害者手当(AAH)は、生活の基本的部分を保障するための給付であるとの位置づけが明確となっている。

(2)支給要件

PCHは、以下の要件を満たす者に支給される。

⁴⁷ 障害補足手当(ASI)については、⇒2(8)。

⁴⁸ <https://www.vie-publique.fr/fiches/262485-qui-finance-la-prise-en-charge-du-handicap-et-de-la-dependance> (2023年4月最終閲覧)

⁴⁹ PCHについての記述は、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14202> (2023年4月最終閲覧)を参照して作成している。

－障害の結果、重要な日常活動⁵⁰の1つを行うことが極めて困難である⁵¹、又は、重要な日常活動の少なくとも2つを行うことに重大な困難がある⁵²。

－60歳未満である。

ただし、60歳未満で既に支給要件を満たしている者や就労を継続している者は、60歳以降も受給が可能である。また、20歳未満の場合は、障害児養育手当を受給していることが要件となる。

－在宅の場合、フランスに居住している。

外国人の場合は、3か月以上の滞在が求められるが、学生である場合や職業訓練を受けている場合は3か月要件は不要とされる。有効な滞在資格を有していることも求められる。

(注)施設入所の場合も、PCHを受給できる。また、施設入所の場合は、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリア、スペインの施設に入所することも可能とされる(CDAPHによる決定が必要)。ただし、滞在期間は1年～5年で、滞在中、医療保険又は県の社会扶助によって費用負担がなされる必要がある。また、フランス出国前にPCHの申請がなされていることが求められる。

PCHの支給には所得要件が課されていない点が、重要である。

(3) 手続き

PCHの支給を受けたい者は、住所地の県障害者センター(MDPH)に申請書等を提出しなければならない。申請書等が提出されると、MDPH内に設置された障害者権利自立委員会(CDAPH)が、通常、4か月以内に支給の有無を決定する。4か月以内に返答がない場合は、請求は却下されたものとみなされる。

(4) PCHの種類

PCHには、5つの種類が存在する(それぞれ支給上限がある)。1つめの人的支援は、介護サービスに係る費用を保障するものであり、家族介護に対する支給もある。2つめの技術的支援は、器具・設備等の購入・レンタルに係る費用を保障するものであり、3つめの住宅・交通に対する支援は、自宅や自動車の改修費、交通にかかる超過費用等を保障するものである。そして、4つめの特別・例外的負担は、障害に起因する費用であるが、他の項目でカバーされないものを保障する。最後に、5つめの動物による支援は、盲導犬・介助犬に係る費用を保障するためのものである。

① 人的支援

人的支援は、家族支援者(Aidant familial)(このために雇われた家族は除く)や在宅支援サービス等によりなされる第三者による介護をカバーするものである。2023年1月1日以降、以下に困難がある場合に人的支援を利用することができる。

⁵⁰ 日常活動は、①可動性(起立、歩行、住居内の移動、外出等)、②セルフケア(入浴、排泄、着衣、食事)、③コミュニケーション(話す、聞く、見る、コミュニケーションツールの利用)、④一般的要請・他者との関係(時間把握、空間把握、安全確保、行動抑制、複数タスクの実施)の4つに大きく分類されている(社会福祉・家族法典Annexe2-5)。

⁵¹ 「極めて困難である」とは、自分の力ではある行為を全くできない場合を指す。

⁵² 「重大な困難がある」とは、ある行為をかなりうじてできる、あるいは、通常よりも損なわれた方法でしかできない場合をいう。

- － 予期せぬ出来事に直面した際のストレス管理
- － 社会的相互関係の管理
- － 日常的又は非日常的活動時間の計画、オーガナイズ、管理等
- － 日常生活における様々なタスクの実施(食事の準備、診察等)

以上のほか、移動支援(交通機関の利用支援)にも人的支援を使うことができる。

人的支援は、1日3時間まで利用できるものであり、12か月の期間につき時間クレジットの形で割り当てられる。これらの時間は、代替して何かを行うためではなく、支援のために使われる。例えば、70デシベル以上の聴覚障害があり、人的なコミュニケーション支援を必要とする場合には、月に443.82ユーロの支援を受けることができる。正常視力の20分の1以下の視力である視覚障害の場合は、月50時間、すなわち、月739.70ユーロの支援を受けることができる。聴覚障害と視覚障害の重複障害を有する場合は、月30時間、50時間又は80時間の人的支援を受けることができる。

表 6: 人的支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
第三者の直接雇用	上限:1時間 16.88 ユーロ(気管内ケアや吸引が伴う場合は1時間 17.15 ユーロ)
委任方式	上限:1時間 18.57 ユーロ(気管内ケアや吸引が伴う場合は、1時間 18.87 ユーロ)
派遣方式	上限:1時間 23 ユーロ、又は、認可サービスと県の間で決めた金額
家族支援者	上限:1時間 4.39 ユーロ(職業活動を制限・断念している場合は 6.59 ユーロ)

(注)委任方式の場合、使用者は障害者自身であるが、使用者としての事務は非営利組織が行う。派遣方式では、非営利組織が使用者となり、すべての事務を行う。

②技術的支援

技術的支援は、障害を補うための機器(車いすなど)の購入やレンタル費用をカバーするものである。社会保障制度(疾病保険制度)による償還の対象となるか否かにより、保障水準は異なる。また、技術的支援は、子どもが3歳又は6歳になるまでの育児用品(おしめ・着替え用の台、ベビーカー)などにも利用できる。

表 7: 技術的支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
社会保障による償還対象	費用の100%(上限:10年で1万3200ユーロ)。技術的支援が3000ユーロ以上となる場合、限度額の引上げがある。
社会保障による償還の対象外	費用の75%(上限:10年で1万3200ユーロ)

③住宅・交通に対する支援

住宅・交通に対する支援は、住宅や車の改修費用、交通に係る追加的費用をカバーするものである。

住宅改修費用については、家族と同居する場合にも支援がなされるが、その場合は、親、祖父母、曾祖父母、子、孫、ひ孫、あるいは、4親等以内の傍系家族(兄弟姉妹、伯父・伯母、叔父・叔母、従兄弟・従姉妹など)でなければならない(配偶者のこれらも含む)。また、改修費用があまりにも高い場合には、アクセシビリティの

保障された家への引っ越し費用の保障がある(上限:10年で3000ユーロ)。

表 8:住宅改修費用の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
1500ユーロまでの自宅改修工事	費用の100%(上限:10年で1万ユーロ)
1500ユーロを超える自宅改修工事	費用の50%(上限:10年で1万ユーロ)

交通支援として車の改修費用の保障を受けるには、適応運転への言及のある免許証を所持していることが必要である。また、次のいずれかについて、交通費支援がなされる。

- －日常的に必要な交通、バカンスのための交通
- －自宅と医療福祉施設との間の移動(第三者による場合、又は、往復50キロを超える場合)

表 9:交通支援の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
1500ユーロまでの自動車の改修	100%
1500ユーロを超える自動車の改修	75%(上限:10年で1万ユーロ)
自家用車での移動の追加的費用	100%(上限:1キロ0.50ユーロ、10年で2万4000ユーロ)
他の交通手段での移動の追加的費用	75%(上限:10年で1万ユーロ)

④特別・例外的負担

特別費用は、他でカバーされない恒久的かつ予見可能な費用を指し、例えば、車いすの維持費用などがこれに該当する。例外的費用は、他でカバーされない1回限りの費用で、例えば、医療用ベッドの修理費などがこれに該当する。

表 10:特別費用・例外的費用の支給額(2023年4月)

	自己負担ゼロの場合
特別費用	75%(上限:1か月100ユーロ)
例外的費用	75%(上限:10年で6000ユーロ)

⑤動物による支援

動物による支援は、例えば盲導犬の取得と維持を目的とするものである。盲導犬等の動物は、資格のある訓練士によって訓練されていなければならない。10年間で最大6000ユーロを上限として、費用の100%が保障される(自己負担ゼロの場合)。

(5)自己負担

PCHは、普遍的給付と位置付けられており、上述のとおり、支給に当たり所得(収入)要件は課せられない。ただし、収入により異なる自己負担率が設定されており、収入(年額)が2万9061.72ユーロ(2023年4月)以

下の者の自己負担は0%とされている一方、収入(年額)が2万9061.72ユーロを超える者は20%の自己負担を負う。もともと以下のものは、収入には含まれないとされており(社会福祉・家族法典1.245-6条)、障害ゆえにかかる超過費用については、本人が負担するのは適当ではないとの考え方が示されている。

- －本人の就労所得
- －労災被害者及びその被扶養者に支給される一時金や給付、終身年金
- －一定の代替所得(高齢・障害に対する給付など)
- －配偶者(事実婚、PACSを含む)、同居し実際に支援を行っている家族支援者、両親(同居の場合)の就労所得
- －終身年金(障害貯蓄契約や遺族年金)(本人又は両親・法定代理人・祖父母・兄弟姉妹・子が本人のために設定したもの)
- －固有の目的を有する一定の社会給付(家族給付、住宅手当等)
- －パラリンピックでメダルを取得したフランスチームの選手に国から支払われる報奨金

(6) 支給期間

PCH の支給にも有効期間がある。ただし、障害の状態が改善しない場合は、無期とされており、そうでない場合にのみ、最大10年の有効期間が付される。

(7) 財源

1980年代初頭に行われた地方分権化法以降、県が、PCHの前身であるACTP及びPCHに係る費用を負担してきた。現在では、CNSAから予算の一部がもたらされている⁵³。

なお、2021年には、第5の社会保障分野として「自立(介護)(*dépendance*)」が創設されることとなり、CNSAが管理運営に当たっている。従来、CNSAには、多くの予算が一般制度から移転されていたが、今後は、その財源のほとんどが、独自財源(一般社会拠出金(CSG)、自立連帯拠出金(CSA: *Contribution solidarité autonomie*)、連帯追加拠出金(CASA: *Contribution additionnelle de solidarité*))で賄われることとなる⁵⁴。

6. 住宅手当

フランスでは、住宅手当⁵⁵の仕組みも充実しており、賃貸住宅や施設(foyer)・寮に住む者の金銭的負担を軽減している。住宅手当には、個別住宅支援(APL: *Aide personnalisée au logement*)、家族住宅手当(ALF: *Allocation de logement familiale*)及び社会住宅手当(ALS: *Allocation de logement social*)の3つがある。いずれも、一定の基準を満たしたフランス国内にある「適正住宅(*logement décent*)⁵⁶」に居住する者を対象とし、世

⁵³ <https://www.vie-publique.fr/fiches/262485-qui-finance-la-prise-en-charge-du-handicap-et-de-la-dependance> (2023年4月最終閲覧)

⁵⁴ *La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.78*

⁵⁵ 住宅手当についての記述は、<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20360> (2023年4月最終閲覧)を参照して作成している。

⁵⁶ 賃貸人(家主)は、適正な住宅を賃借人に対して提供しなければならない。適正住宅は、次の5つの基準を満たしている必要がある。すなわち、①最低面積、②安全や健康に対するリスクの不在、③有害動物や害虫・寄生

帯所得・世帯構成・資産(3万ユーロを超える場合)・地域・家賃等を考慮に入れて、家族手当金庫(CAF)から支給される(併給は不可)。明示的な所得制限は設定されていないが、支給額は所得に応じて逡減するため、高所得者は給付を受けとれない(支給額のイメージは、図2を参照)。障害者あるいは障害者を扶養する者が支給対象となることの多いこれらの住宅手当について、簡潔に紹介する。

(1)個別住宅支援(APL)

APL(1977年創設)は、賃借人等⁵⁷が年間8か月以上居住する主たる住居に対して支給されるものである。その住居が、一定の基準を満たす「適正住宅」で、国と住居の所有者(又は管理組織)の間で協定が結ばれた「協定住宅」である場合に、家賃を軽減するために支払われる。住居に対して支給されるため、未婚・既婚や扶養家族の有無等は問われない。なお、HLM(Habitation à loyer modéré)と呼ばれる社会賃貸住宅の大半は、APLの対象である。

支給に年齢制限はないが(未成年の場合は、両親が賃貸借契約に署名をしている必要がある)、一定の所得制限(世帯構成や居住地により異なる)のもと、世帯収入に基づいて支給がなされる。APLは、家族手当金庫(CAF)(一般制度に属する場合)から直接住居の所有者に支払われることから、住居の所有者はその分を家賃から差し引くこととなる。

施設や寮(高齢者向け住居施設や学生寮)に住む場合にも、当該施設や寮に年間8か月以上居住しており、当該施設や寮が一定の基準を満たす「適正住宅」である場合、APLの支給対象となる。APLは、施設・寮の管理者に支給され、その分が利用料(redevance)から差し引かれる。

(2)家族住宅手当(ALF)

ALF(1948年創設)は、APLが支給されない場合に、賃借人等⁵⁸の家族の状況を理由として支給がなされるものである。具体的には、以下の場合に支給がなされる。

- 家族手当又は障害児養育手当(AEEH: Allocation de l'enfant handicapé)を受給している
- 21歳以下の扶養する子がいるが、家族手当又はAEEHの受給権を有しない
- 子どもがいない若年カップル(年齢の合計が55歳を超えない)
- 扶養家族がなく、妊娠4か月目の翌暦月の初日から出産月までの間にある
- 高齢者連帯手当(ASPA)の支給上限を超える収入がない、65歳以上の扶養家族(親、祖父母、曾祖父母)がいる(就労していない場合や退役軍人等の場合は60歳以上)
- 恒久的な障害率が80%以上の障害を持つ、又は障害ゆえに雇用に就くことができない扶養家族(兄弟姉妹等の傍系親族を含む)がいる(雇用につくことができないことは、障害者権利自立委員会(CDAPH)で認定を受ける必要がある)。

虫の不在、④最低限のエネルギー性能、⑤一定の設備の5つである。

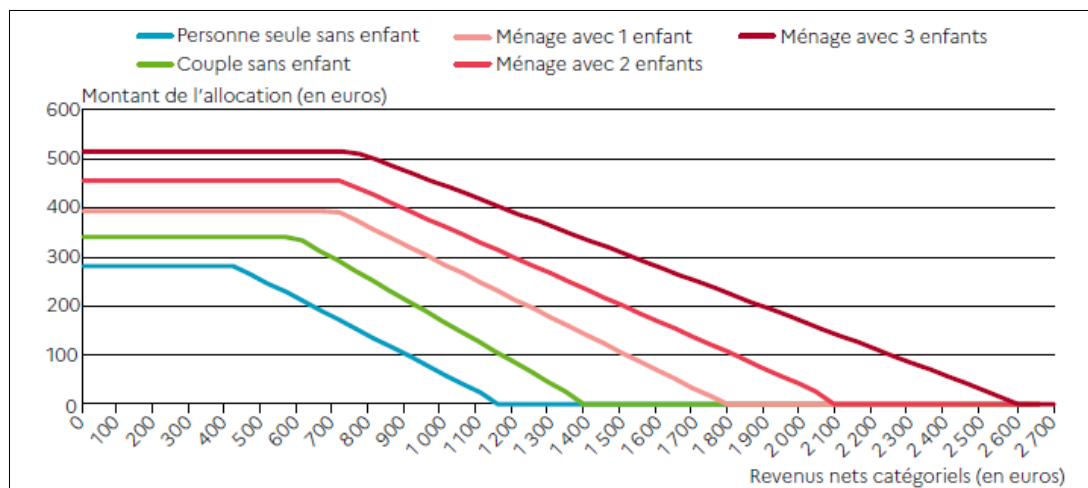
⁵⁷ 30歳未満である、又は、里親等の受入家族(accueillant familial)のもとにいる場合は、転借人でも良い。

⁵⁸ 転借人の場合、住居の賃借人又は所有者と親戚関係にないことが条件となる。家族的受入れ(accueil familial)の枠組みで個人宅に住む高齢者や障害者、30歳未満の者が念頭におかれている。

(3) 社会住宅手当 (ALS)

ALS (1971 年創設) は、APL 及び ALF の受給要件を満たさない場合に支給される。ALS は、創設当初は、社会的に不利な状況におかれた者 (特に、障害者、若年被用者、長期失業者等) を支給対象としていたが、次第に支給対象が広がり、他の住宅手当 (APL 及び ALF) から排除された者すべてを対象とすることとなった。

図 2: 世帯構成・世帯収入別の住宅手当月額 (ゾーン 2、2022 年 7 月 1 日現在)



青: 1 人 (子どもなし) 緑: カップル (子どもなし) ピンク: 子ども 1 人世帯 赤: 子ども 2 人世帯 赤紫: 子ども 3 世帯

出典: Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES, p.271

7. 統計

最後に、障害関連の統計も確認しておきたい。障害関連給付の財政規模を概観した後、主要給付である障害年金、成人障害者手当 (AAH) と障害補償給付 (PCH) について、受給者数やその推移を確認することとする。

(1) 財政規模

2021 年には、障害関係の社会給付 (労災給付及び 60 歳以上の高齢者の介護給付を除く) に 444 億ユーロが支出された。これは、社会給付全体の 5.3% に当たる。受給者数の増大や、医療福祉分野の支援施策の増大により、昨年比 1.0% 増であった (2020 年は 3.7% 増)。ただ、増大幅は、AAH の引上げ計画 (2018-2020 年)⁵⁹ の終了により緩やかになっている (AAH の増大幅は、2020 年には 7.0% であったのに対し、2021 年は 2.1% であった)。

ここ 10 年の間、AAH の予算は、支給額の相次ぐ引上げと受給者数 (特に、障害率 50%~79% の受給者) の増加により大きく増えている。受給者数の増加⁶⁰ については、2010 年の年金改革により老齢年金の受給開始年齢が引き上がったことも影響している (AAH の受給期間が長くなるため)。加えて、PCH (及びその前身の ACTP) も、2006 年の創設以降、伸び続けている (2020 年 5.9% 増、2021 年 5.7% 増)。障害年金は、受給者数の減少でわずかに減少した (0.4% 減)。2020 年にも受給者数は減少していたが、その理由としては、新型コロナ

⁵⁹ 2020 年の改定率は 1.4% であったが、2021 年の改定率は 0.1% に抑えられた。

⁶⁰ 2012 年から 2018 年の間に、2.6% 増加した。2020 年は 1.3% 増、2021 年は 1.2% 増であった。

ナウウイルスの蔓延によるステイホームで、障害の原因となる一定の事故が発生しにくかったことが考えられる⁶¹。

表 11: 障害関連の給付額(2019 年～2021 年)

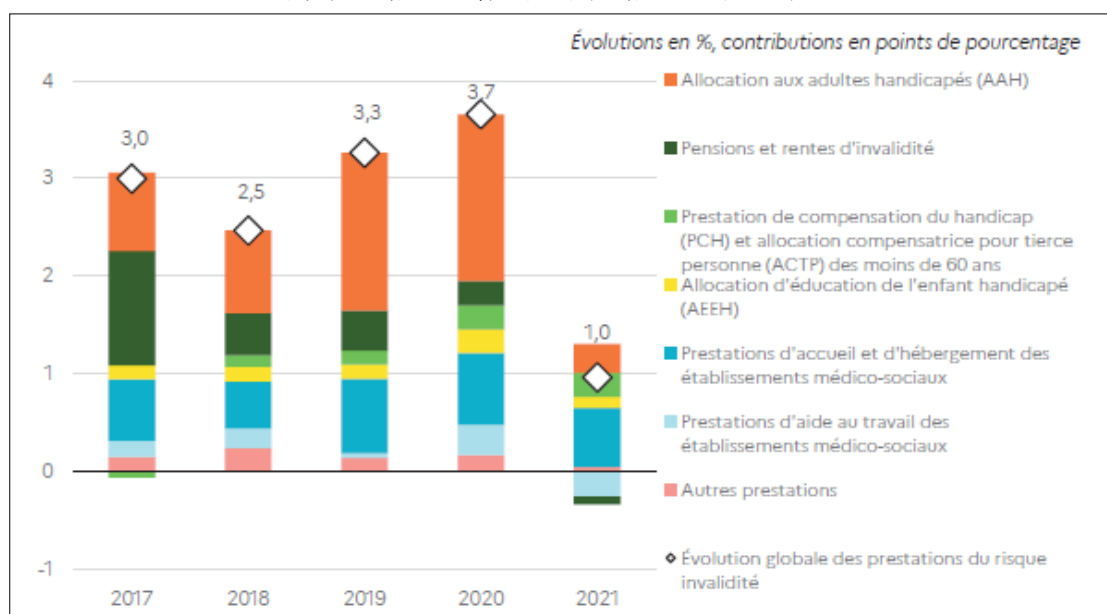
		水準(単位:億ユーロ)			増減(%)		割合(%)
		2019	2020	2021	20/19	21/20	
障害関連給付		424	440	444	3.7	1.0	100
金銭給付	AAH	104	111	112	7.0	1.2	25.3
	障害年金	81	82	82	1.3	-0.4	18.5
	PCH/ACTP	18	19	20	5.9	5.7	4.4
	AEEH	11	12	12	9.7	4.3	2.7
医療福祉施設 によるサービス	入所・通所	154	157	160	2.0	1.7	36.0
	就労支援	32	33	32	4.2	-3.4	7.3
その他		25	26	26	2.8	0.7	5.8

(注) ACTP は、次第に PCH に置き換わっている。60 歳以上の者の介護費用については、老齡リスクの方に計上。

(注) 就労支援には、ESAT(福祉的就労の場)への給付と障害労働者への保障報酬(Garantie de ressources)が含まれている。

出典: La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.79

図 3: 障害関連給付の増加割合(各給付の寄与度)



上から、AAH、障害年金、PCH/ACTP、AEEH、入所・通所施設、就労支援、その他

出典: La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES, p.79

⁶¹ La protection sociale en France et en Europe en 2021, Résultats des comptes de la protection sociale, édition 2022, DREES (https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2023-01/CPS2022_MAJ.pdf) pp.77-79.

(2) 受給者数

2019 年に行われた EHIS (欧州健康調査: European Health Interview Survey) によると、15 歳以上の約 700 万人が、身体、感覚器官、認知機能に少なくとも1つの重大な制限があると申告しており、約 490 万人が、健康上の問題を理由として、通常の活動が著しく制限されていると申告している⁶²。彼らのうち、障害年金や AAH、PCH の支給の対象となっている者の数は、次のとおりである。

① 障害年金の受給者数等

2020 年 12 月末の段階で、83 万 1000 人が障害年金を受給している。うち、一般制度の障害年金の受給者が 70 万 8000 人を占め、7 万 9000 人が公務員を対象とする制度、3 万 9000 人が農業社会共済 (MSA) から障害年金を受給している。2020 年には、一般制度と自営業者の制度とが統合したため、一般制度の障害年金受給者が 3.6% 増大している。しかし、全体として 2019 年に比して受給者は減少している (新型コロナウイルスの影響とされる)。もっとも、2019 年までは徐々に増えており、2014 年から 2016 年の間に 3.5%、2016 年から 2019 年の間で 1.6% の増大が見られた。

一般制度や農業社会共済では、約 4 分の 3 が、就労ができない者を対象とする年金を受け取っている (カテゴリ 2・3)。全体の比率に対して、新規受給者では、カテゴリ 1 に分類される者が多いが、その理由は、状態が悪化するとカテゴリの見直しがなされることにある。

障害年金の受給者は、年齢と共に増大する傾向にある。2020 年末には、40 歳の受給者が 9100 人、50 歳の受給者が 2 万 7400 人、60 歳の受給者が 7 万 800 人であった。老齢年金に切り替わる前の 61 歳では、人口の約 9% が障害年金を受給することとなっている。カテゴリ別にみても、年齢による相違がみられ、年齢とともに、カテゴリ 1 の受給者は減り、カテゴリ 2 の受給者が増える⁶³。

表 12: 障害年金の受給者数 (2020 年末)

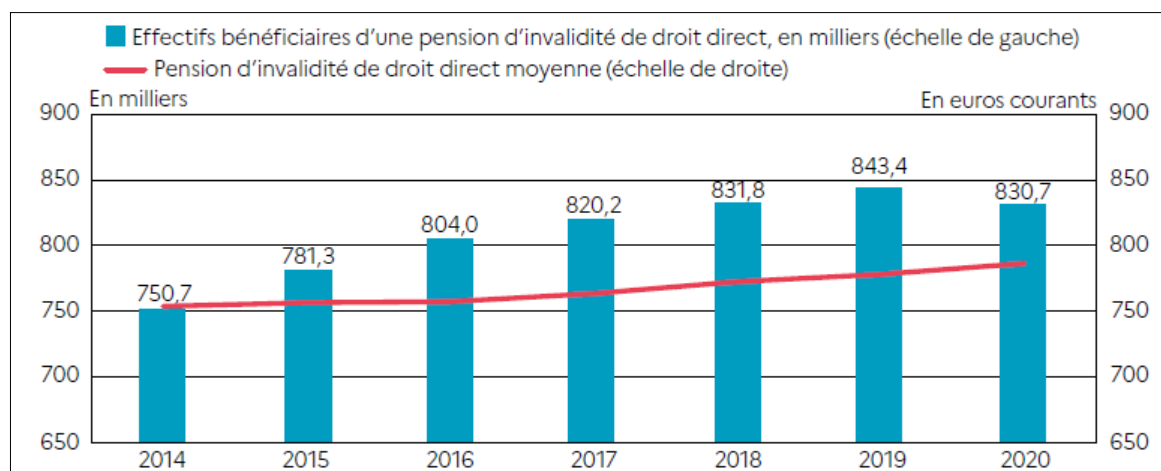
	障害年金の受給者			割合 (%)			
	受給者 (千人)	平均年齢	女性 (%)	カテ1	カテ2	カテ3	その他
DREES が調査した全制度	830.7	53.0	54	24	64	2	10
一般制度 (CNAM)	707.5	53.3	55	27	71	2	-
MSA (被用者)	28.0	53.3	44	28	70	2	-
MSA (非被用者)	10.6	55.7	37	40	57	2	-
CNIEG (電気ガス産業)	2.7	51.0	57	29	69	2	<1
国家公務員	17.1	56.3	61	-	-	-	100
国家公務員 (軍人)	22.6	34.5	16	-	-	-	100
CNRACL (地方・病院)	39.8	55.5	68	-	-	-	100

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.200

⁶² L'aide et l'action sociales en France, Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion, édition 2022, DREES (<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2022-12/AAS2022.pdf>), p128.

⁶³ Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES (<https://drees-site-v2.cegedim.cloud/sites/default/files/2022-07/Retraites2022.pdf>), pp.199-204.

図 4:障害年金の受給者数・支給額の推移(2014 年以降)



受給者数の推移(単位:千):青 支給額の推移(単位:ユーロ):赤線

出典: Les retraites et les retraites, édition 2022, DREES, p.201

②AAH の受給者数

2021 年末の段階で、125 万人が AAH を受給している(2020 年末の 124 万人から、1.2%増)。社会的最低所得保障給付の中では、活動的連帯所得(RSA:Revenu de solidarité active)に次いで受給者数が多く、その創設以降、40 年以上に渡り受給者は増え続けている。1987 年から 2005 年の間は、平均して 2.8%増で推移してきたが、その理由は、45 歳から 60 歳人口(ベビーブーマー)が増えたこと、障害者の平均寿命が延びたことによる。2007 年から 2012 年にかけては、平均して 4.2%増の顕著な増大が見られたが、その主たる理由は、同期間中に AAH の支給額が引き上げられたことにある。2012 年から 2018 年の間は平均して 2.6%増であるが、いくつかの制度的要因(高齢者向け給付の支給開始年齢の引上げ、AAH 支給額の引上げ、AAH の最長支給期間の延長等)によると考えられる。

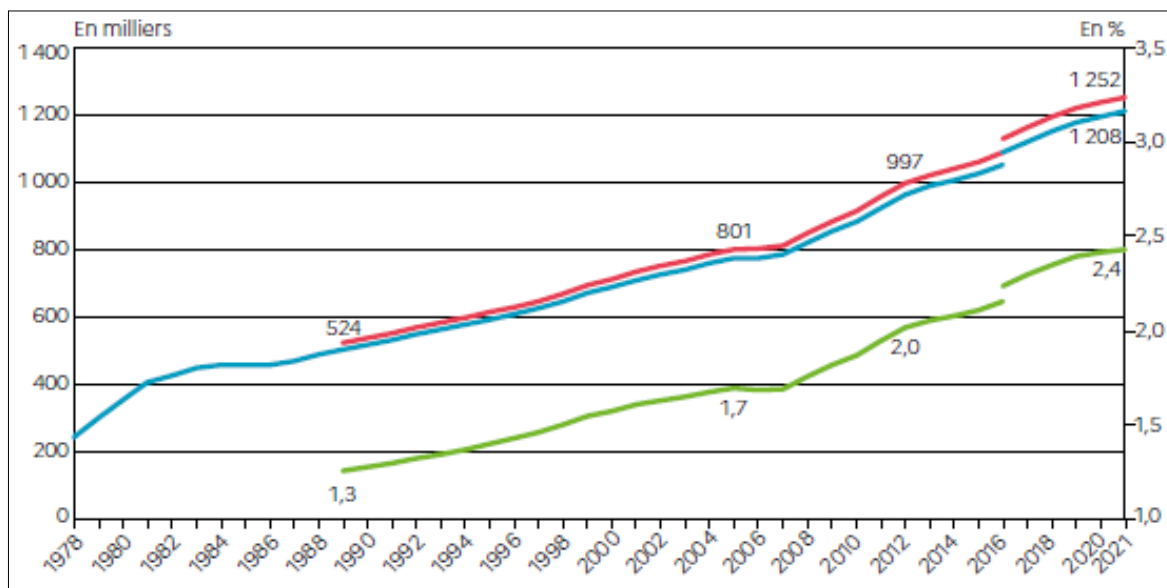
受給者の 4 分の 3 は単身者で、大多数が子どもを持たない。40 歳以上が 70%を占め、50 歳以上が 47%である。52%が 80%以上の障害率であり、障害率 80%以上の者は年齢が上がるにつれ増えている。なお、60 歳以上で障害率 50%~79%の者の割合が減少するのは、年金受給開始年齢になると、高齢者向けの給付に移行するからである。Pôle Emploi(公共職業紹介所)に登録している者は、受給者の 12%で、障害率 50~79%の者で多い(19%)。

2020 年末に AAH を受給している者の 9%は、新規受給者である。この率は、2012 年以降、安定している。ただ、障害率 50%~79%の者の率の方が、障害率 80%以上の者の率よりも高い(前者が 13%なのに対して、後者は 6%)。他方、2019 年に AAH を受給していた者の中で、2020 年には受け取っていない者の率(退出率⁶⁴)は 7%で、障害率 50%~79%の者の率の方が、障害率 80%以上の者の率よりもわずかに高い(前者が 8%なのに対して、後者は 6%)。なお、AAH を受け取らなくなった者の 30%は、死亡による⁶⁵。

⁶⁴ 高齢者向けの給付に移行した者は除く。

⁶⁵ Minima sociaux et prestations sociales, Ménages aux revenus modestes et redistribution, édition 2022, DREES (<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/sites/default/files/2022-10/Minima2022Maj2510.pdf>), pp.210-216.

図 5:AAH 受給者数(1978 年以降)及び 20 歳以上人口に占める割合(1989)の推移



フランス本土(単位:千):青

20 歳以上人口に占める割合(%):緑

フランス全土(単位:ユーロ):赤

出典:Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.216

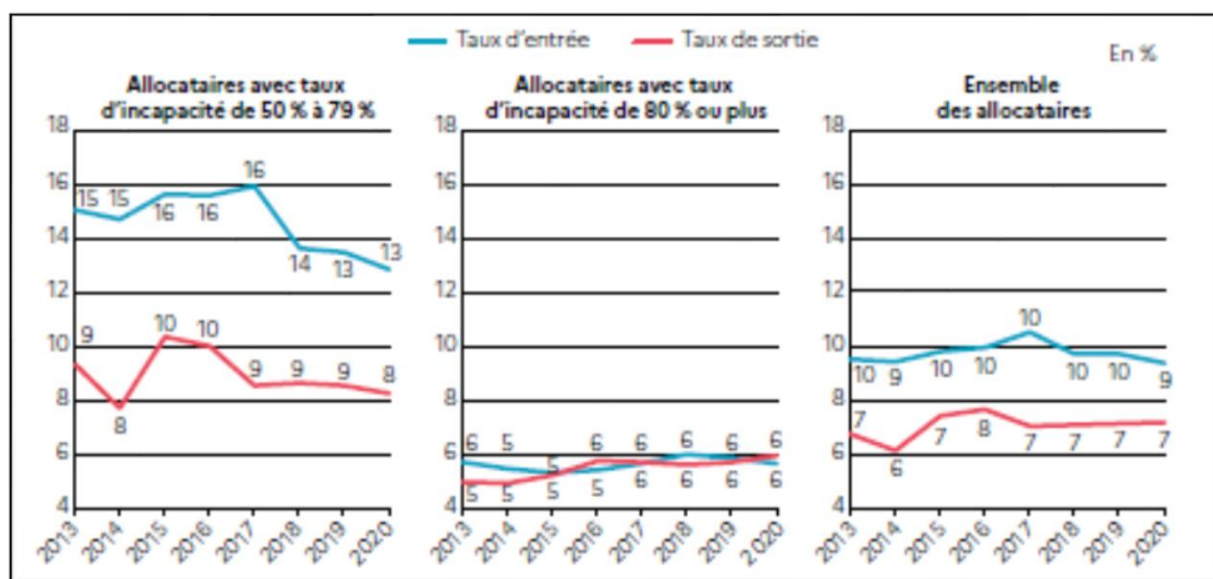
表 13:AAH 受給者(2020 末)

	AAH 受給者			20 歳以上 人口
	障害率 50~79%	障害率 80%	全体	
受給者数(人)	599 599	637 700	1 237 800	49 746 900
性別 男性	49	47	48	53
女性	51	53	52	47
年齢 20 代	15	11	13	15
30 代	18	15	17	16
40 代	24	22	23	17
50 代	34	31	32	17
60 代以上	8	21	15	35
家族 単身者(子なし)	68	77	72	23
単身者(子あり)	8	3	6	9
カップル(子なし)	13	13	13	32
カップル(子あり)	11	7	9	36
AAH 全額受給	60	60	60	-
一部受給	40	40	40	-
補足手当 自立生活加算	受給資格なし	25	13	-
所得補足手当	受給資格なし	10	5	-
Pôle Emploi 登録	19	6	12	-

単位:%

出典:Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.213

図 6:AAH 受給者の新規率・退出率(2013 年以降)



新規率: 青、退出率: 赤

出典: Minima sociaux et prestations sociales, édition 2022, DREES, p.214

③PCH 又は ACTP の受給者

2020 年末の段階で、約 40 万人が PCH 又は ACTP の支給を受けており、年間約 26 億円が支出されている。PCH 又は ACTP の受給者数は、2006 年より前と比較して、3 倍近い増大となっている。PCH の受給者数の伸び率は、人口の伸び率を上回っていることから、今後も伸びていくことが予想される。

フランスでは、2020 年の段階で、1000 人に 5.9 人が PCH 又は ACTP を受給しているが、県により受給に差がある(この点は、フランスにおいて課題とされている)。1000 人に 2 人から 4.5 人未満が 8 県、1000 人に 4.5 人から 5.6 人未満が 30 県、5.6 人から 6.8 人未満が 30 県、6.8 人から 8 人未満が 17 県、8 人から 9.3 人未満が 8 県、9.3 人から 13 人未満が 7 県となっている。これらの差は、①人口に占める障害者数や年齢分布の地域差、②障害認定の地域差、③PCH に拡充の余地がある県があること、④高齢者向けの APA への転換における地域差によって説明される。また、1 人当たりの年間平均支出についても県による差が確認されている(2800 ユーロから 1 万 1800 ユーロの開きがある)。

PCH の 94%は、人的支援にあてられており、3%が住宅・交通に対する支援、1%が技術的支援にあてられている。動物による支援への支出は 0.03%に過ぎない。人的支援を受給した者については、2 人に 1 人が家族介護を利用しており、4 分の1が認可サービスを利用している。直接雇用は 10%と少なく、委任サービスの利用も 1%に過ぎない。

年齢別にみると、20 歳未満の子どもの PCH 利用は、1000 人に 2 人⁶⁶と少なく、20 歳を超えると、倍増する。理由として、20 歳になると障害児養育手当(AEEH)が支給されなくなることが挙げられる。また、PCH の利用は年齢とともに増加し、50 歳から 64 歳の利用が多い。65 歳以降で減少するのは、高齢者向けの給付(APA)に移行するからである⁶⁷。

⁶⁶ AEEH については 20 歳未満の 1000 人に 23 人が受給している。

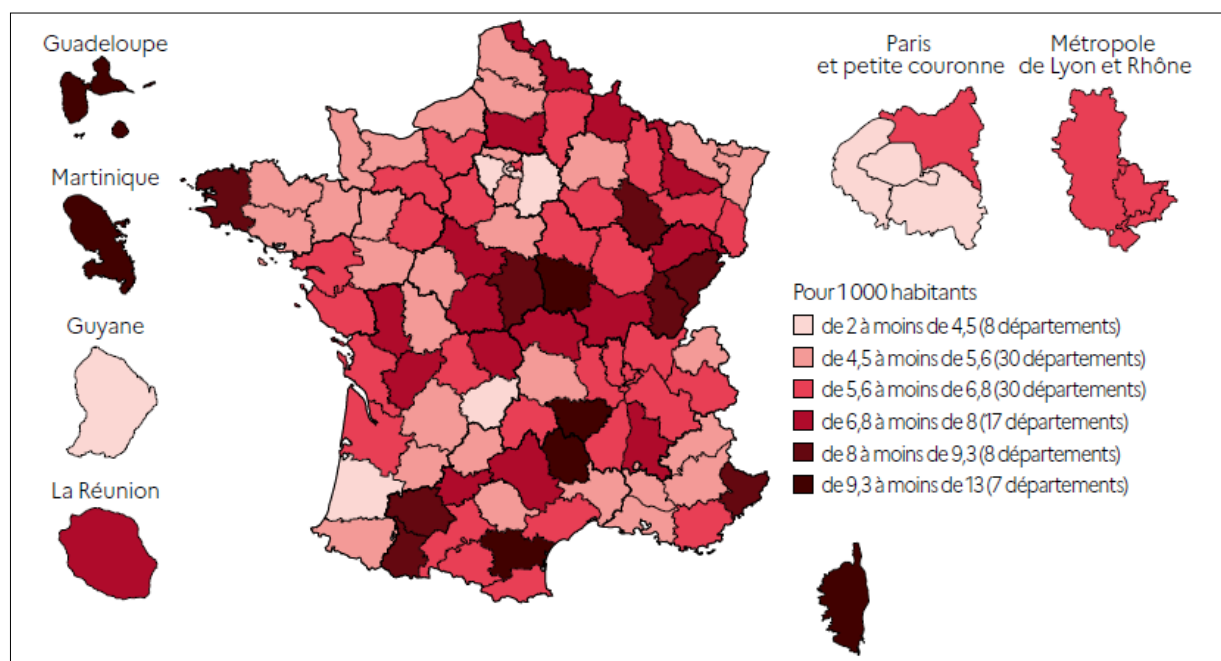
⁶⁷ L'aide et l'action sociales en France, Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion, édition

表 14: PCH 及び ACTP の推移

	12 月 31 日時点の受給者数、年間支出						増加率 (%)			
	2000	2005	2010	2015	2019	2020	2005/ 2010	2010/ 2015	2015/ 2019	2019/ 2020
受給者数(千人)	142	137	247	342	388	399	12.6	6.8	3.2	2.8
ACTP	142	137	92	69	55	52	-7.7	-5.6	-5.4	-5.6
PCH	-	-	155	273	333	347	-	12.0	5.1	4.2
年間支出(百万ユーロ)	764	753	1652	2171	2523	2606	17.0	5.6	5.1	3.3
ACTP	764	753	559	447	369	352	-5.8	-4.4	-6.2	-4.8
PCH	-	-	1094	1724	2153	2255	-	9.5	7.7	4.7
受給者 1 人当たり月額(ユーロ)	422	466	590	541	552	552	4.8	-1.7	0.6	0.1
ACTP	422	466	486	528	543	548	0.9	1.7	0.9	1.0
PCH	-	-	662	544	553	553	-	-3.8	0.5	0.0

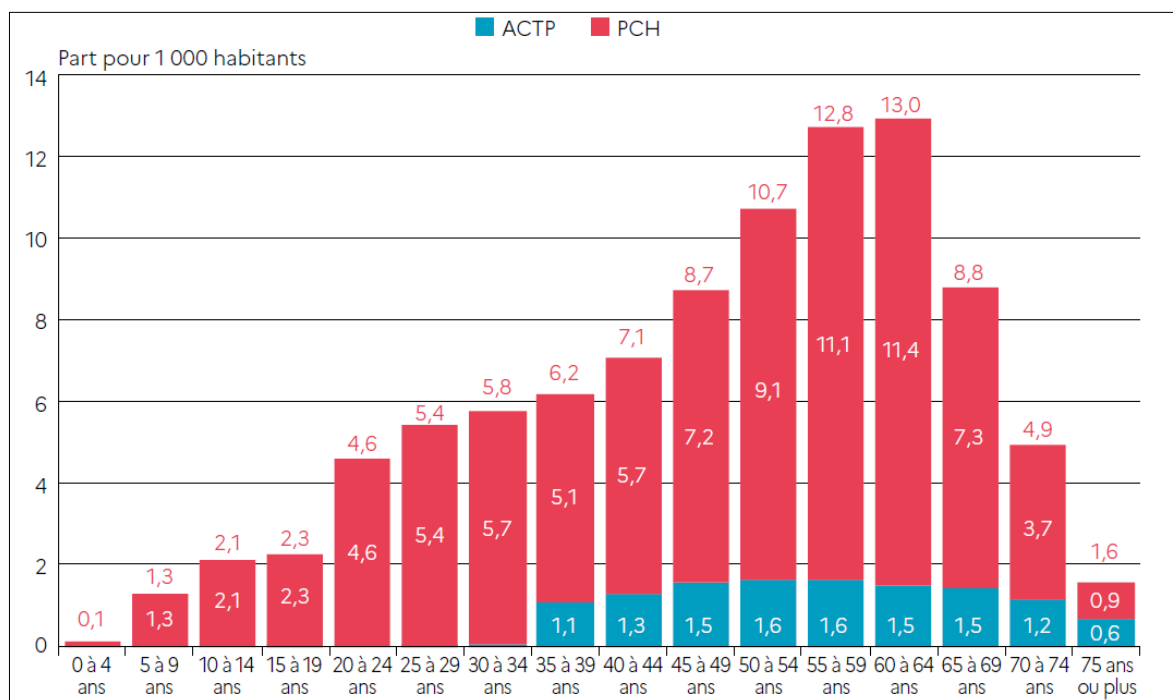
出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.152

図 7: 県ごとの PCH 又は ACTP 受給率(2020 年)



出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.154

図 8: PCH 又は ACTP の受給者の年齢分布 (2020 年)



出典: L'aide et l'action sociales en France, édition 2022, DREES, p.156

主たる参考資料

Michel Borgetto, Rober Lafore, Droit de la sécurité sociale, 19^e édition, DALLOZ, 2019

永野仁美『障害者の雇用と所得保障－フランス法を手がかりとした基礎的考察』信山社(2013年)

社会保障法典 (Code de la sécurité sociale)

社会福祉・家族法典 (Code de l'action sociale et des famille)

<https://www.service-public.fr/> (2023年4月最終閲覧)